

# 経 済 産 業 省

20180502 貿局第1号  
輸入注意事項30第22号  
経済産業省貿易経済協力局

「輸入公表三の八の（九）の貨物を輸入する場合の取扱いについて」（平成26年11月11日付け輸入注意事項26第33号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成30年5月15日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「輸入公表三の八の（九）の貨物を輸入する場合の取扱いについて」  
の一部改正について

「輸入公表三の八の（九）の貨物を輸入する場合の取扱いについて」（平成26年11月11日付け輸入注意事項26第33号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成30年6月1日から施行する。

「輸入公表三の8の(9)の貨物を輸入する場合の取扱いについて」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○輸入公表三の8の(9)の貨物を輸入する場合の取扱いについて(平成26年11月11日付け輸入注意事項26第33号)

改正後	現行
<p data-bbox="91 272 1128 391">輸入公表三の8の(9)の貨物の輸入については、平成26年12月10日以降、下記に掲げる船積地域の区分に応じ、それぞれに定める書類を、輸入申告書等と併せて税関に提出してください。</p> <p data-bbox="607 432 640 464">記</p> <p data-bbox="91 512 271 544">1・2 (略)</p> <p data-bbox="136 552 383 584">(注) 1～4 (略)</p> <p data-bbox="203 592 1128 695"><u>5 上記1及び2(イ)の証明書(別紙様式1)は、当該証明書が発給された日の後3か月を超えない期間に行われる1回の輸入申告についてののみ有効です。</u></p> <p data-bbox="91 743 248 775">別表 (略)</p> <p data-bbox="114 823 539 855">[別紙様式1～別紙様式7] (略)</p>	<p data-bbox="1128 272 2168 391">輸入公表三の8の(9)の貨物の輸入については、平成26年12月10日以降、下記に掲げる船積地域の区分に応じ、それぞれに定める書類を、輸入申告書等と併せて税関に提出してください。</p> <p data-bbox="1637 432 1671 464">記</p> <p data-bbox="1128 512 1308 544">1・2 (略)</p> <p data-bbox="1173 552 1420 584">(注) 1～4 (略)</p> <p data-bbox="1128 743 1285 775">別表 (略)</p> <p data-bbox="1151 823 1576 855">[別紙様式1～別紙様式7] (略)</p>